

(2) 司法書士の法教育活動を振り返る ～歴史&アンケート結果から～

伊見 視点を变えて、司法書士の教育活動への取り組みを振り返ってみたいと思います。

小牧 司法書士はいついつから出前講座をはじめたのか、その活動は世の中のどんな動きに関わっていたのか、図式化してみると面白いことが見えてくるんじゃないかというヒントをいただいて、今回の作業(年表作成、資料整理)をしました。私は、2000年(平成12年)から関わりだしたので、それ以前の話は聞き書きばかり。年表は試作版ということで、誤りや重要な情報が落ちていることもあると思いますが、ご容赦ください。

多重債務の被害者の方々を見て、いてもたってもいられなかったというのが、私自身の(法教育活動の)原動力でしたので、多くの司法書士もそうであろうと常にお話しをしていたのですが、改めて年表にしてみても、そうだったとよくわかりました。

昭和54年～58年頃から全国各地で市民向けの講演活動が始まった。特に、昭和57年、58年頃からは、市民法律教室が活発になった。ちょうどこの頃、全国クレサラ被害者連絡協議会が発足したり、自己破産申立件数が1982年の数が3312件(年間)、1983年に15841件(年間)と激増した。貸金業規制法が出来て、貸金業者の規制が始まった。その直前は、「サラ金地獄」ということが社会問題化していた時代です。その頃、市民法律教室が始まったんだ、確かに連動していたのだということが、よくわかりました。

平成2～3年頃から、また自己破産件数が増えていく中で、たとえば、平成5年にサラ金の自動契約機が登場したり、平成7年(阪神大震災の年)にはテレビCMのゴールデンタイムでサラ金CMが解禁されたりしている。1993年(平成5年)、住宅金融公庫のゆとり返済ローンというのが創設され、5年間は負担(利息)が軽いが6年目からは大幅アップ。その6年目にあたる1998年(平成10年)に自己破産申立件数が10万件を突破するという事態が起こりました。日栄・商工ローンの問題がクローズアップされていた頃です。高金利引き下げ等、クレサラ対協の動きも活発になった。さきほど紹介があった『法学セミナー』の福島の高橋さんの文章でも、福島県で草の根的に法律講座が始まったのが「平成10年」だと言う記述がありました。平成11年度には、日司連の初等中等教育推進委員会(現・法教育推進委員会)が発足したり、全青司の市民法律教室シンポジウムが平成12年3月に開催されたりしています。自己破産、多重債務者の大量生産という社会状況の中で、司法書士が草の根的に、こういう活動が必要だと立ち上がり、日司連なり本会なりを動かして事業にし、市民への訴えかけが始まったのだと感じました。

私たちが学校へ押しかけたこの頃は、司法書士を知って下さいということよりも、若者に伝えたいという思いがあったんだなと実感しました。予防として、こんな被害に遭わないでということ、これから社会へでる準備・心づもりとして、借金をする前に相談したり制度や司法があるんだよということを伝え、あるいは改善ということで、高金利はおかしいと社会に問いかける人になってほしいということを伝えかけたのかな。今回の全国研修会のテーマは「礎」ですが、私たちの「法教育」の礎は、ここにあったのかなと。業務を通じて、目の前の被害者・社会問題に直面し、何とかしなければと司法に問いかけ、社会に働きかける司法書士がいたと思います。その一つの流れとして若者のもとに出向きだした。それがこの「法教育」の取り組みの端緒だったのかなと、歴史を振り返って思いました。古くは昭和50年代からの取り組みの流れが、一つの答えとして、今回の貸金業法の改正につながったでしょうし、多重債務改善プログラムの成果にもつながったんだろうと思います。

伊見 次に、事前アンケートの結果を報告をし、それをもとに議論を進めていきたいと思えます。いろいろと意見や具体的な実践例の報告をいただきました。

植森 京都青年司法書士会(実行委員)の植森です。北は宮城県・秋田県の方から南は鹿児島県まで、94件の回答がありました。法教育講座・消費者教育講座の経験も、「実はまだ経験がない、来月初めて行きます」という方から、30回以上経験がある方まで、いろ

んな方に幅広くお答えいただくことができました。

Q1: 「法教育」にたずさわったきっかけは何ですか。どういう動機付けで学校に行かされているのかということを知るためにこういう質問をしてみたんですが。「会務の一つとして」というのが動機が一番にあがっているのが、司法書士らしいなという気もするんですけど。「司法書士として社会に貢献したいから」というのが、次に多かった。その他の答えの中で多かったのが、「消費者被害を防ぎたいから」。特に若者、若年層の、というのが9月11日の時点で6件ありました。自己破産件数だとか、被害の現状を目の当たりにして、日々の業務の中から「法教育」に携わりたいという動機付けが生まれているんだなというのが分かりました。

Q2: 「法教育」を実践する中で今感じている壁(問題点)。いろいろあるようで、お答えもバラバラだった。A2を見ていただくと、「生徒を飽きさせない講座づくり」がダントツ一番、47件。あとは「教材の開発」「教師との連携不足」「丸投げ授業」。「実施数が少ない」=これはいろんな意味でお答えいただいていると思います。

Q3: 自信作の授業を教えてください、Q4: これからやってみたい授業。みなさんたくさんアイデアをお持ちのようです。Q5: 「法教育」で何を伝えたいか。これもすごくいろいろ思いがおりで、面白い回答をいただいています。

伊見 会場からもぜひご意見もいただきながら、議論を進めていきたいと思います。代表的な意見として、「飽きさせない講座づくり」が多かったので、たとえばこういうふう実践しているよというご紹介があれば、ここで共有をし、みなさんの参考になるかなと思います。また「連携不足」をどう補っていくのか、そういったあたりの具体例をお聞かせていただければと。「参加型の授業をやりたい」という意見、これはやってみたいけどまだできてないという趣旨であると思いますので、そういった授業の経験があれば、具体的にこうやったよということもご発言をいただければと思います。

A氏 福岡では、児童擁護施設で法律教室をさせていただいた。施設にいらっしゃるお子さんは、家庭で育てられていないので、普通の家庭にいれば学ぶ力、日常的に身につくであろう社会の契約とか、そういったものが一切抜け落ちているというところがあったので、一人暮らしを始めるときの一連の流れ(家を借りて、家具も買って、ローン組んだり、契約書を作成したり)を、ロールプレイ方式で、これどう思う?どこがおかしい?という質問をなげかけながら、させていただいた。学校で行なう場合と、少し違うのかもしれないが、給与明細もきちんと確かめないというのは、日常的にもあることかと思うので。きちんと生きていくために、どういう形で社会に関わっていくのかということも学んでもらえたらと思って、取り組みをしている。

B氏 兵庫の青年会では、3年ほど前から児童擁護施設に案内を出して訪問している。身よりのないお子さん向けに、個別に司法書士が出向いてする。どちらかという体験型、「模擬売買契約をやってみよう」というもので、消費者被害にあう以前に、契約書に署名捺印をしたことは(高校生は)無いから、自分でどういう商品を購入して、署名捺印するというのはどういうことなのかということ、グループに分かれてもらって青年会の会員が一人ずつついてコミュニケーションをしながらやると、結構うけた。

伊見 今の2つの報告、アンケートの司法書士の考え・意見もお聞きになり、杉浦さんと井沼さんからコメントをいただきたい。

杉浦 Bさんのお話もありましたが、実際に契約書を書く、シュミレーションをするというのは、作業的なもので記憶にも残ります。そういう場面、何かシュミレーションをして動くというものを入れるのは非常に効果的だと思います。それから、「行列のできる法律事務所」はなぜあんなに視聴率を取れるかということ、課題があってそれを答えるという場面を作りますよね、生徒にも課題を投げかけてほしい。すべて説明しようとしてし

まうと、生徒はだんだんつまらなくなっていて眠ってしまう。課題を投げかけてどうなのと、ちょっと答える時間をとって、それを引出しながら授業をするという手法をとれば、一方的な講義式の授業にはなりませんよね。そのためにはクイズを用意しておくというのが、非常に効果的です。だから、2つでも3つでも、この場面で生徒に投げかけてみたいなものを用意されて行かれるといいと思います。さらに、もうちょっと力を入れていただくと、ショートコントみたいなのがありますよね。こういう類って、絶対うける。いろいろな事例をたぶんご承知だと思います。詐欺商法、消費者の契約の問題・・・実体験されたもの、もちろん名前はだせませんが、シュミレーション、あるいはロールプレイで役割を決めて、それを生徒にやらせてもいいですよ。司法書士が直接教えるという法律の知識もすごく大事なんですけど、実体験して生徒が動くっていう場面を最初から作っておく。そういういくつかの準備さえすれば、すごく楽しい忘れられない授業ができると思います。

井沼 一人暮らしのシュミレーションというのは、いろんな学校で、金融教育なんかでもよくやられている。でも、たとえば大学へ行って、アパート・マンション暮らしをする一人暮らしの若者が将来的に多いだろうという学校と、本当に一人で身よりなく生きていかなければならないという子どもにとっての一人暮らしを生きていくための知恵っていうのは、自ずと違うと思う。児童擁護施設で、Aさんが家族の中で教えられることがなかったからこそと言うところに、銭金でなくやっている熱いものを感じる。僕は、それこそ原点じゃないかなという気がしています。何か社会に貢献したいという中に、困っている人に何かしてあげたいんやというその思いが、まずある。参加型だから上手くいくとか、話が上手だから上手くいくというふうな、問題じゃないと思います。「生徒を飽きさせない授業」というのは、永遠の課題です。僕ら何年教師をやっている、飽きられるときいっぱいあります。飽きられてもいいですから、その思いが伝わる授業をしていただけたらと思います。

伊見 小牧さんから。実際に授業をやっていく中で気をつけてらっしゃる点とかあれば、コメントをいただければと思います。

小牧 どうしても学校側の要望として、一番多いのは400人学年全体を講堂に入れて、30分でしゃべってくださいみたいなものもあります。ある高校は、それも1年生で6月になんですよ。そんな時期に思うんですけど申し上げましたら、「それはいいんです。1年生のこの時期に先生に話しをしていただいて、私たちがこの3年間、いろんな場面で、あのときこの先生が来たよねとふりかえりますので、まかせて下さい」っておっしゃっていただいた。そういう連携もありがたかなと思う。私たちが伝えたいと思っていること、それが現場でどういう意味があるのかということを知っていただいて、私たちの授業と連携した何かの取り組みが繋がっていけば、それが連携なんじゃないかなと思っています。丸投げでこの講座をやってくださいと申込みがあった学校に、打合せに行ったときに、こういうふうな連携をして面白い取り組みをしている学校もあるとご紹介する、それなら事前授業に取り組みましょうかと変わっていただいた学校もある。井沼さんから後から実践報告があるんですが、この授業ができるまでにも、私が井沼さんのところにメールを打ってから何年もかかっていますので、長くつき合っていくなかで、何かできてることもあると思います。

伊見 後半は、教員の方々が実際にやった授業の例を紹介していただいて、さらにそれをもとに議論をすすめていきたいと思います。

西脇 それでは、休憩をしていただきます。その間に、日司連のDVD「多重債務に陥らないために」を流します。